

# 23日(木)～29日(水)は男女共同参画週間

## ●「あなたらしい」を築く、「あたらしい」社会へ

国では、23日(木)～29日(水)を男女共同参画週間としています。男女が、家庭・地域・学校・職場で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するには、行政だけでなく一人ひとりの取り組みが必要です。

市では、男女共同参画を進める拠点として、男女共同参画推進センター「きらっとぴあ」を設置し、交流会や学習事業などを行っています。また、同期間中、市役所ロビーにおいて、男女共同参画週間のパネル展示を行います。

## ●「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」を知っていますか

女子の権利の国際基準として制定されたのが、「女子差別撤廃条約」です。昭和54年に国際連合において採択され、日本では昭和60年に批准されました。条約の基本理念は、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的とした女子に対するあらゆる差別を撤廃し、政治・経済・社会・文化などあらゆる分野において男女の区別なく、すべての人が平等に、自らの個性に応じてのびやかに生きることです。

## ●ジェンダー平等について考えてみませんか

ジェンダーは、社会的・文化的につくられる性別のことで、「女らしさ」「男らしさ」といった社会通念・心理的特徴などがあります。固定的な性別による役割分担にとらわれず、男女が平等に、自らの能力を生かして自由に行動・生活できるよう、男女共同参画週間にきっかけに、ジェンダー平等に

ついて考えてみませんか。

## ●自分の中のジェンダー・チェックリスト

家事・育児・介護は女性がするべきだ 男性は人前で泣いてはいけない、女性は感情的になりやすいと思う 女の子が科学者や消防士、男の子が看護師や保育士になる夢を持つことに違和感がある 恋人同士が飲食代を割り勘にするのはみっともないと思う

今一度、自分のジェンダー意識について考えてみましょう。

## ●ジェンダー・ギャップ指数(日本は120位)

ジェンダー・ギャップ指数は、世界経済フォーラムが各国内の男女の格差を数値化し、ランク付けしたもので、経済・政治・教育・健康の4分野のデータから算出されます。令和3年の日本の順位は、先進7か国(G7)の中で最下位です。特に、政治(国会議員や閣僚の女性割合など)、経済(管理職に占める女性の割合や収入格差など)の分野で遅れをとっています。



女性差別・男女格差のない社会を実現するためには、生物学的性差を考慮したうえで、実質的な男女平等が求められています。女子差別撤廃条約の目的や実質的な男女平等とは何かを理解し、一人ひとりが実践していくことが大切です。

問い合わせ 市民相談・人権啓発グループ ☎366-0011

# 児童手当制度の改正

6月1日から、児童手当法施行令の一部が改正され、10月支給分から、児童手当の制度が変更されます。

## ■特例給付の支給に係る所得上限限度額

10月支給分から、養育する人の所得額が右表の②以上の場合、児童手当などは支給されません。その後、所得額が②を下回れば、改めて認定請求書の提出などが必要です。

## ■現況届の省略

令和4年度現況届から受給者の現況を公簿などで確認できる場合は、現況届の提出は不要です。※引き続き現況届の提出が必要な人には、別途案内と現況届を送付します

**提出方法** 市から送付する現況届を〒589-8501大阪狭山市役所子育て支援グループへ郵送または直接。1日(水)～30日(木)必着(4日(土)・18日(土)は午前中のみ受け付け) ※10月7日(金)

に6～9月分の手当を支給します。現況届は提出期間以降も受け付けますが、これ以降に提出した人の振り込み日は未定です。また、次の場合には手続きが必要です ○子どもが生まれたとき ○転入または転出したとき ○新たに対象となる年齢の子どもを養育することになったとき ○加入する年金が変わったときなど

(単位:万円)

	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人	622	833.3	858	1,071
1人	660	875.6	896	1,124
2人	698	917.8	934	1,162
3人	736	960	972	1,200
4人	774	1,002	1,010	1,238
5人	812	1,040	1,048	1,276

問い合わせ 子育て支援グループ ☎366-0011

# 「第37回防災ポスターコンクール」防災担当大臣賞を受賞

「第37回防災ポスターコンクール」の応募作品1,035点の中から、「防災担当大臣賞」に南アンナさん(当時南中学校3年生)の作品が選ばれました。

## ○南さんのコメント

いつ起こるかかわからない震災は、私たちにとって想像ができないほど怖いものです。私たちにできることは歴史から学んだことを生かし、自分の命を自分で守ることができる人に



なることだと考えています。皆さんも一度、日々の生活を振り返ってみてはいかがでしょうか。

## ○作成意図

ポスターは震災の恐ろしさや危機感を

表現したもので、両目を大きく描き、右目の中に倒壊する建物を描いています。

問い合わせ 学校教育グループ ☎366-0011

# 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した場合など一定の基準を満たす人は、申請により保険料が減免されます。減免の対象は、納期限が令和4年4月から令和5年3月までの令和3年度分・令和4年度分の保険料です。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送による申請にご協力をお願いします。

	国民健康保険料	後期高齢者医療保険料	介護保険料	
①全額免除	新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の人(第1号被保険者:介護保険)			
②一部減額	次の(1)~(3)の要件に該当する主たる生計維持者の世帯に属する人 (1)新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入(以下「事業収入等」)のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること (2)前年の所得の合計額が1,000万円以下であること (3)新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が、400万円以下であること	次の(1)(2)の要件に該当する主たる生計維持者の世帯に属する人(第1号被保険者:介護保険) (1)新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること (2)新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が、400万円以下であること		
申請方法	①減免申請書、死亡診断書または医師の診断書、②減免申請書、収入状況報告書(後期高齢者は収入申告書)、前年と比べ主たる生計維持者の事業収入等が減少したことがわかる書類(給与明細、収支内訳書、源泉徴収票、確定申告書の控えなど)・退職した場合、退職日のわかるもの(離職票、雇用保険受給資格者証など)・事業などを廃止した場合は、廃止日がわかるもの(事業廃止届など)を、〒589-8501 大阪狭山市役所保険年金グループへ郵送または直接 ※減免申請書は、保険年金グループで配布するほか、郵送による受け取り、市ホームページからもダウンロード可。申請は、6月中旬に発送する国民健康保険料納付通知書、7月中旬に発送する後期高齢者医療保険料額決定通知書が届いてから行ってください			市役所高齢介護グループへ問い合わせてください ※申請は、7月中旬に発送する介護保険料の決定通知が届いてから行ってください

問い合わせ 保険年金グループ ☎349-9470 (国民健康保険)、 ☎349-9472 (後期高齢者医療)、 高齢介護グループ ☎349-9416 (介護保険)